

令和7年3月7日  
岡山県公安委員会

道路交通法（第35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づき、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下記のとおりである。

旅客の運送の用に供する供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	関係者
宇野駅停留所 2番のりば	岡山県玉野市築港 7407-2	玉野市が行う旅客の運送（瀬戸内国際芸術祭2025における無料循環バス）の用に供する自動車	当該停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。	岡山県公安委員会 玉野市 中国運輸局岡山運輸支局 両備ホールディングス株式会社